

事務事業名	統計調査実施事務			担当	総務部 総合政策課 統計係		
政策名	H	施策体系外		増補版施策名			
施策名	1	施策体系外の事業		<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業			
関連個別計画				事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 昭和29年度～） <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	統計法						
予算科目	1. 一般会計	2. 総務費	5. 統計調査費	2. 人口統計調査費 経済統計調査費 3			
事業概要	統計法等に基づき、国の委託を受け各種行政施策の基礎資料となるデータを収集するため、次のような統計調査を行っている。 毎月の調査 ・ 県毎月人口調査 毎年の調査 ・ 工業統計調査、学校基本調査 5年ごとの調査 ・ 国勢調査、全国消費実態調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査、経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査、商業統計調査、農林業センサス 調査結果については、冊子やホームページ等で公表している。						

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 31年度実績 県毎月人口調査、学校基本調査、工業統計調査、経済センサス基礎調査、全国家計構造調査、農林業センサス 2年度計画 県毎月人口調査、学校基本調査、工業統計調査、国勢調査	⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	各種統計調査の数	回	3	5	4	6	4
	イ							
	ウ							
エ								
オ								
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 各種統計調査	⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	各種統計調査の調査票の合計数	枚	1,939	745	3,107	6,022	30,000
	イ							
	ウ							
エ								
オ								
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 正確な統計の確保	⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	正確な統計調査の割合	%	100	100	100	100	100
	イ	真岡市統計書発刊数（毎年）	冊	15	15	15	15	15
	ウ	真岡市の工業発刊数（調査結果取り纏め後）	冊	-	-	15	15	15
エ	真岡市の農業発刊数（調査結果取り纏め後）	冊	-	15	-	-	-	
オ	真岡市の商業発刊数（調査結果取り纏め後）	冊	-	-	15	-	-	
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 国・県・市の施策に反映させる。（調査結果は施策検討・決定のための基礎資料となる）	⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	国・県・市の施策に反映された統計の割合	%	100	100	100	100	100
	イ							
	ウ							
エ								
オ								
(2) 総事業費の推移		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	千円	0	0	0	0	0
		国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	3,417	2,353	5,247	9,977	31,265
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	2	36	1	1	1	
	事業費計(A)	千円	3,419	2,389	5,248	9,978	31,266	
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	3	3
		延べ業務時間	時間	3,246	3,400	3,500	5,250	5,300
		人件費計(B)	千円	13,481	14,110	14,592	21,226	21,428
トータルコスト(A)+(B)		千円	16,900	16,499	19,840	31,204	52,694	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	国・県の法令等により調査を始めた。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	市民のプライバシーに対する意識が年々強まり、調査に当たり調査の意義やプライバシー保護に関する説明に多くの時間を要した。また、生活スタイルの変化により調査対象者が不在がちなることも多く、訪問回数の増と共に調査に要する時間も長くなりがちである。このようなことから、調査票の郵送提出やインターネットを利用した回答提出などが一部の調査で導入され始めている。インターネットによる回答は概ね好評。その一方で調査票での提出も需要が大きい。さらに調査拒否・一人暮らし老人等の調査困難者も増加傾向にあり円滑な統計調査の実施が難しくなっている。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	統計法第41条に調査員の守秘義務規定があり、調査員の方にはその厳守をお願いし守られてはいるが、調査対象者からは調査内容の漏洩防止（守秘義務）の更なる徹底を求められている。 また類似した統計調査が多く、調査対象者からは調査の集約や調査の簡略化等の要望が多い。 また調査員の方からは、調査項目が細かくなったり、オンライン回答に係る調査票回収事務の煩雑さについて簡素化が求められた。